

綱紀事案未然防止のためのセルフチェックシート

～ あなたの税理士事務所は大丈夫ですか？ ～

このセルフチェックシートは、綱紀事案の未然防止を目的として、税理士及び税理士法人が各事務所の運営状況の適法性を改めて確認するために作成したものです。チェックの結果、税理士法に照らしてひとつでも違反行為が認められた場合には、ご自身にて速やかに改善を行う必要があります。

各会員におかれましては、9月・10月を「税理士業務チェック強化月間」として、このセルフチェックシートを積極的に活用し、税理士法第一条（税理士の使命）を再確認していただくとともに、納税者の信頼に応えるべく、資質の向上と品位保持に一層努めていただきますようお願い申し上げます。

なお、巻末に各項目の詳細内容についても掲載しておりますので、併せてご確認いただければ幸いです。

令和8年8月1日

四国税理士会
会 長 浜崎友二
綱紀監察部長 尾上幸男

綱紀事案未然防止のためのセルフチェックシート

- ① 税理士が記載日現在の状況により確認する。
- ② □にチェックを入れる。
- ③ セルフチェックの結果、改善すべき事項があった場合には、5頁のメモ欄にその改善策を記入する。

※1～19は、個人・法人の区別なくチェックいただく設問であり、20及び21については、法人のみにチェックいただく設問です。

1. 事務所名称・所在地は、税理士名簿の登録事項と一致していますか？

- ☐ 一致している
- ☐ 一致していない★（6頁 ※1）

2. 税理士名簿の登録地以外の場所で業務を行い、且つその場所に外部に対する表示（HP等）をしていませんか？

- ☐ していない
- ☐ している★（6頁 ※2）

3. 納税者との業務請負契約書（顧問契約書等）は作成していますか？

- ☐ 全件作成している
- ☐ 一部のみ作成・作成していない（6頁 ※3）

4. 納税者とは直接業務請負契約（顧問契約等）をしていますか？

- ☐ 直接契約している
- ☐ 直接は契約していない★（6頁 ※4）

5. 税務代理権限証書は提出していますか？

- ☐ 全件提出している
- ☐ 一部のみ提出・提出していない★（6頁 ※5）

6. 調査への立ち会いについて（法人の場合は、社員税理士又は所属税理士による立ち会いについて）

- ☐ 自ら立ち会っている
- ☐ 事務所職員に任せきりにしている★（6頁 ※6）

7. 調査への立ち会いの際に、税理士証票を提示していますか？

- ☐ 提示している
- ☐ 提示していない★（6頁 ※7）

8. 税務書類を作成する際、その申告書等に署名（電子署名を含む）をしていますか？

- ☐ 行っている
- ☐ ゴム印の使用もしくは記名★（6頁 ※8）

9. 会計法人や無資格者が作成した申告書等に署名（電子署名を含む）していませんか？

- ☐ 署名していない
- ☐ 署名している★（6頁 ※9）

10. どのような場合に「名義貸し」に該当するか理解していますか？

- ☐ 充分理解している
- ☐ 全く・あまり理解していない（7頁 ※10）

11. 現在の税理士証票（開業税理士・社員税理士・所属税理士全員）は、交付を受けてから10年を経過していませんか？

- ☐ 経過していない
- ☐ 経過している★（7頁 ※11）

12. 業務処理簿を作成していますか？

- ☐ 全て作成している
- ☐ 一部のみ作成・全部作成していない★（7頁 ※12）

13. 事務所職員を適切に管理監督する方法として、下記のような体制を整えていますか？

- ・ 適宜業務報告（報告・連絡・相談）を受けている
 - ・ テレワーク等を行う際、管理監督できる体制を構築している（サーバークラウド等によるデータの一元管理等が出来ている）
 - ・ 守秘義務の遵守やにせ税理士行為の未然防止に対する体制が整っている
 - ・ 事務所職員から「税理士法違反行為をしない旨の誓約書」を提出させている
 - ・ 関与先へは、税理士が定期的に訪問するなど、事務所職員任せになっていない
 - ・ サーバー・パソコン内に関与先以外のデータが存在しないかなどチェックしている
 - ・ 事務所職員に関する服務規程や文書・データ管理に関する規程を書面で定めている
- ☐ 適切に管理監督出来る体制を構築している
- ☐ 管理監督体制に不備がある、または事務所職員に任せきりである★（7頁 ※13）

14. 前年度において、税理士会等が開催する研修を36時間以上受講しましたか？（法人においては、社員税理士・所属税理士全員）

- ☐ している
- ☐ していない★（7頁 ※14）

15. 税理士会及び支部の会費を納付していますか？

- ☐ 納付している
- ☐ 納付していない★（7頁 ※15）

16. 税理士会の支部が主催する例会等に参加していますか？

- ☐ 参加している
- ☐ 参加していない

17. 事業継続が難しくなった場合などへの備えはされていますか？

- ☐ 備えている
☐ 備えていない（7頁 ※16）

18. 会計法人を併設していますか？

- ☐ 併設していない
☐ 併設している

19. 【18 において「併設している」と答えた場合】その会計法人の代表者は税理士であり、且つ持株割合は 50%を超えていますか？

- ☐ はい
☐ いいえ（7頁 ※17）

20. 【税理士法人用】社員税理士が、税理士法人の関与先以外から個人的に税理士業務を請負っていませんか？

- ☐ 請負っていない
☐ 請負っている★（7頁 ※18）

21. 【税理士法人用】支店を設置している場合において、定期的に事業所間の業務を共有するための業務報告会等を開催していますか？

- ☐ 開催している
☐ 開催していない★（7頁 ※19）

**★が付いている項目に一つでもチェックが付いている場合には、
税理士法違反に問われる可能性があります。
6、7 頁の詳細内容についてご確認ください。**

最近の懲戒処分事由とその件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
故意による不真正税務書類の作成	8件	6件	5件	17件	12件
過失による不真正税務書類の作成	0件	0件	0件	9件	5件
自己脱税	2件	1件	1件	1件	5件
自己申告漏れ	6件	5件	21件	19件	8件
業務懈怠	0件	1件	1件	4件	4件
名義貸し	2件	1件	7件	11件	7件
会費滞納	0件	0件	0件	3件	1件
帳簿作成義務	6件	3件	14件	24件	12件
調査妨害	0件	0件	0件	0件	1件
その他反職業倫理的行為	0件	0件	0件	0件	1件
業務停止処分違反	0件	0件	0件	0件	1件
運営が著しく不当	0件	0件	0件	0件	1件

◎ 業務改善すべき項目及び内容、改善した年月日をメモしてください。

(確認日 年 月 日)

※継続的に良好な事務所運営を行うため、本セルフチェックシートは利用後に保存し、
経年比較を行うことを推奨いたします！

※本セルフチェックシートは、四国税理士会 HP に掲載しておりますので、
ダウンロードいただきご活用ください！

<入室方法> 四国会 HP → 会員の方へ → 届出書等 → 網紀関係資料集
入室時の ID、PW はどちらも同じ『taxskz』です。



税理士法上の義務等（税理士が遵守すべき主な義務等）

税理士法第2条第1項では、税理士の使命の重要性に鑑み、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務（税務代理、税務書類の作成及び税務相談）と定め、これを税理士等の独占業務とする一方で、税理士等に対して次のような義務を課しています。

- ① 税務代理の権限の明示（法 30）
- ② 税理士証票の提示（法 32）
- ③ 署名の義務（法 33）
- ④ 脱税相談等の禁止（法 36）
- ⑤ 信用失墜行為の禁止（法 37）
- ⑥ 非税理士に対する名義貸しの禁止（法 37 の 2）
- ⑦ 秘密を守る義務（法 38）
- ⑧ 会則を守る義務（法 39）
- ⑨ 研修（法 39 の 2）
- ⑩ 事務所の設置（法 40）
- ⑪ 帳簿作成の義務（法 41）
- ⑫ 使用人等に対する監督義務（法 41 の 2）
- ⑬ 助言の義務（法 41 の 3）

各項目の詳細内容

- ※ 1 税理士名簿に登録されている事務所名称・所在地と、実際の事務所名称・所在地が異なるなど、登録を受けた事項に変更を生じたにもかかわらず変更の登録を申請しなかった場合には、税理士法第 20 条「変更登録」に違反しますので、遅滞なく申請してください。
- ※ 2 税理士名簿に登録されていない場所で外部に対する表示をして業務を行うことは、いわゆる「二ヶ所事務所」に該当し、開業税理士においては税理士法第 40 条第 3 項に違反します。税理士法人においては、その住所等に支店設置登記をすると共に、その区域を管轄する税理士会に所属する社員を常駐させなければ、税理士法第 48 条の 12「社員の常駐」に違反します。
- ※ 3 納税者とのトラブルを防止するため、契約書の作成が推奨されます。
- ※ 4 税理士が関与先から直接税理士業務の委嘱を受けておらず、また、報酬を納税者から直接收受していない場合には、税理士会綱紀規則（準則）第 10 条第 2 項に違反すると共に、税理士法第 37 条の 2「非税理士に対する名義貸しの禁止」に違反すると判断される可能性があります。
- ※ 5 税理士は、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを称する書面を税務官公署に提出しなければならない、その提出が無い場合には、税理士法第 30 条「税務代理の権限の明示」に違反します。
- ※ 6 税務調査の立ち会いを全て無資格の事務所職員に任せきりにしている場合には、税理士法第 41 条 2「使用人等に対する監督義務」に違反します。また、立ち会いを行った事務所職員は、税理士法第 52 条「税理士業務の制限」に違反します。
- ※ 7 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、当該税務代理に係る税理士が税務官公署の職員との面接をするときは、当該税理士は税理士証票を提示しなければならない、提示しなかった場合には税理士法第 32 条「税理士証票の提示」に違反します。
- ※ 8 税理士又は税理士法人が税務書類を作成したときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名を行わなければならない、これを怠った場合には税理士法第 33 条「署名の義務」に違反します。また、税理士法第 33 条の 2「計算事項、審査事項等を記載した書面の添付」の計算事項等記載書面等を作成した場合に署名を怠った場合には、同条に違反します。
- ※ 9 税理士による適切な管理監督下で、税理士の指示に従って税理士業務の補助業務が行われている場合を除き、会計法人や無資格者が作成した申告書については、税理士が検算等確認の上で署名している場合であっても、開業税理士においては税理士法第 37 条の 2「非税理士に対する名義貸しの禁止」に、税理士法人においては税理士法第 48 条の 16「税理士の権利及び義務等に関する規定の準用」で税理士法第 37 条の 2 に違反します。また、申告書等の作成を行った無資格の事務所職員は、税理士法第 52 条「税理士業務の制限」に違反します。

※10 「名義貸し」行為は、税理士が、自ら税理士制度及び申告納税制度を破壊するに等しい行為と言えます。日税連の HP には名義貸しの判断ポイントを解説した事例集が掲載されていますので、しっかりと確認してください。

「日税連 HP」→「会員専用ページ」→「データライブラリ」→「綱紀監察部」→「名義貸し行為に関する事例集」

※11 税理士証票が交付から 10 年を経過したときは、交換申請を行う必要があります。これを怠っている場合には、税理士法第 29 条「登録の細目」及び税理士法施行規則第 13 条第 4 項「税理士証票返還等の手続」に違反します。

※12 税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成（閉鎖後 5 年間保存）し、委嘱者別に、かつ、1 件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならず、これを怠った場合には税理士法第 41 条「帳簿作成の義務」に違反します。

※13 使用人等の適切な監督方法としては、例えば、使用人等と委嘱者等との ICT を利用した打合せに、使用者である税理士が参加する方法や、使用人等税理士業務の補助を行った履歴について ICT を利用して確認する方法などがあります。このような管理を行わなかった場合には、税理士法第 41 条の 2 「使用人等に対する監督義務」に違反します。

※14 税理士は研修規則第 5 条において、日税連及び税理士会が行う研修等について、一事業年度に 36 時間以上受講することを義務付けられています。これを怠った場合には、税理士法第 39 条「会則を守る義務」及び税理士法第 39 条の 2 「研修」に違反します。

※15 税理士会及び支部の会費を長期にわたり滞納した場合には、税理士法第 37 条「信用失墜行為の禁止」に違反します。

※16 病気や不慮の事態により業務が遂行できなくなった際、適切な業務の引き継ぎや関与先への説明が行われず、それによってトラブルへと発展する事案が増えています。

※17 会計業務を会計法人に委託するにあたり、その会計業務が税理士業務に付随して依頼されたものである場合には、その会計業務に対しても税理士としての責任が生じることとなります。そのため、会計法人の代表者には税理士が就任し、持株割合を 50%超にすることで、会計業務に対する税理士の責任を明確にすることが推奨されます。

※18 税理士法人の社員が、自己若しくは第三者のためにその税理士法人の業務の範囲に属する業務を行っている場合には、税理士法第 48 条の 14 「社員の競業禁止」に違反します。

※19 支店を有する税理士法人は、その本支店間で「業務を共有」していない場合等、その運営方法が著しく不当と認められた場合には、税理士法第 48 条の 20 「違法行為等についての処分」を受ける可能性があります。